

~不動産ご購入の流れ~ 不動産売買契約

不動産購入に関する一連の流れをわかりやすくまとめました

3、物件の調査

不動産物件のある地域の法則制、権利関係や埋設物など、不動産物件を見ただけではわからない重要なポイントから、「建物に雨漏りが無いか?」「付帯するエアコンや給湯設備、建具の建て付けなどに不具合が無いか?」など、細かいポイントに至るまでご確認し、書面に記載しておきます。

4、ご契約前の説明・重要事項説明

売買契約に先立ち、買主様に対して宅地建物取引業者が不動産の重要な事項について書面を交付のうえ説明するよう法律上義務付けられています。この書面を「重要事項説明書」といい、その説明は宅地建物取引士の資格を有するものを行います。

5、不動産売買契約の締結・手付金の支払い

不動産売買契約契約書には、売主様・買主様双方に交付します。

契約内容を確認後、双方ご署名・ご捺印をいただき、買主様が売主様に手付金をお支払い頂きましたら、無事契約成立です。また、契約時の物件状態を確認する書類として、物件調査時に作成した「物件状況報告書」と「設備表」をお渡します。

◇不動産売買契約時に必要なもの◇

- 手付金
- 実印
- 仲介手数料の半金
- 収入印紙代
- ご本人確認資料

